

○財務省告示第二百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年三月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年四月九日

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加
者に応募限度額を定めるもの

四 発行方法

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

に 由 る 発 行 (以 下 「 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札
発 行 」 と い う)

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I 加
非 価 格 競
争 行 争

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込
当 て る 。 各 申 込 の うち 各 申 込
の 順 次 割 り

六

イ

発

入 価
札 格 競
発 行 争
行 争 額

額 面 金 額 で 六 千 四 百 十 七 億 円
う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I 加
非 価 格 競
争 行 争

百 六 十 五 億 六 千 百 五 十 五 万 円
財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

十 額 格
一 面 金
額 百 円 に つ き
九 十 九 円 六

(一) 年
一
募 入 八
パ ー
セ ン
ト
は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算 者
式 に よ り 算 出 し た 額 を 第 二
十 号 の 規 定 す る 日 に 払 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時に
係る所得税が、源泉徴収の
もとの記載又は記録さるるの
座についで載し、前記の算
にり算出た金額から該金に
よるに百分の二十・三・五
じた金額の十分の一の該債
を發行した者に、又は、前記
が非居住者、又は、前記の
る場合に、又は、前記の
よる場合に、又は、前記の
住者又は外国人が、適当な
受居るに

住よるがをじ額よに座も係
者り場非発たにりつにのる
又算合居行金百算い記と所
は出に住時額分出て載し得
外しは者にへた、は振源
国た、又おた十金前記替泉
法金額記外てし・額記録口
人が(一)国取、三か(一)さ
適当の法得当一らのれ簿
用該算人す該五当算る中
を非式でる国を該式もの
受居にあ者債乗金にのるに

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができ。平成二十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五十五年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年三月二十一日